

◎淀川右岸水防事務組合議会事務室設置条例

制 定 昭 3 5 . 3 . 2 3 条 例 4

(議会事務室の設置)

第1条 淀川右岸水防事務組合議会に、事務室を置く。

(事務室の所管事務)

第2条 事務室は、議会の庶務を所管する。

(事務室の職員)

第3条 事務室に、書記長及び書記を置く。

(職員の定数)

第4条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 書記長 1人

(2) 書記 2人

(書記長、書記の職務)

第5条 書記長は、議長の命を受け室務を掌理し、所属員を指揮監督する。

2 書記は書記長を補佐し、書記長に事故あるときは、その職務を代理する。

(職員の身分等)

第6条 職員の任免、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関しては、組合事務局職員の規定を適用する。

(委任規定)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が決める。

附 則

この条例は、昭和35年3月21日から施行する。